

◆よくあるご質問 Q&A【チケット使用可能施設向け】

1. チケット使用可能施設の登録			
Q1.	入金口座は銀行以外でも登録できますか。	A1.	信用金庫や農協でも登録可能です。個人名義の口座も登録可能です。
Q2.	キャンペーンの途中で入金口座の変更はできますか。	A2.	可能です。事務局へご連絡ください。
Q3.	他施設の登録状況を教えてください。	A3.	他施設の登録状況に関するお問い合わせはお受けできません。ただし、今後、大田市観光サイト特設ページにて登録店舗を掲載する予定ですので、そちらでご確認いただけます。
Q4.	登録したいのですが、登録ができる期間を教えてください。	A4.	令和3年11月22日(月)までを申込期限としています。申込期限以降も、随時申込は可能ですが、11月30日(火)にチケット使用の開始ができない場合があります。また申込時期によっては、広報物に施設名を掲載できない場合があります。
Q5.	参加するには事業規模要件はありますか。	A5.	規模の大小にかかわらず、事業に参加していただくことができます。
Q6.	登録する費用は必要ですか。	A6.	無料です。登録料、換金手数料はかかりません。
Q7.	メールアドレスの登録は必要ですか。	A7.	必要ありません。
Q8.	複数施設を登録したいのですが、一括で登録することはできますか。	A8.	恐れ入りますが、複数施設の場合、施設ごとに登録をお願いいたします。
Q9.	登録施設の申請をしました。登録が完了したのかを教えてください。	A9.	登録完了後、スターターキットを送付します。参加条件の確認に時間を要する場合がございます。なお、参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合がございます。
Q10.	登録したものの、都合によりすぐにはキャンペーンをスタートできません。HPの登録施設一覧への掲載時期を変更することはできますか。	A10.	可能です。施設名と希望の掲載時期を事務局へご連絡ください。
2. スターターキット			
Q11.	スターターキットとは何ですか。	A11.	本キャンペーンのチケット取り扱いに必要なものになります。下記の一式をお送りします。 (1)チケット使用可能施設用マニュアル (2)チケット使用可能施設ステッカー (3)チケット使用可能施設三角ポップ(組み立て式) (4)販売促進用チラシ (5)販売促進用ポスター (6)入金票兼換金申込書 (7)チケット使用可能施設登録証
Q12.	登録を複数施設で行いました。スターターキットは各施設にそれぞれ届きますか。	A12.	登録時に登録をいただいた住所に届きます。各施設それぞれの住所を登録している場合は各施設に届きます。
Q13.	スターターキットが届く前にキャンペーンを始めることは可能ですか。	A13.	不可です。スターターキットの到着が登録完了となりますので、到着までお待ちください。

Q14.	ステッカーや三角ポップを掲示する必要はありますか。	A14.	チケット購入者が認識できるよう、必ず設置をお願いします。
Q15.	登録施設の登録が完了しましたが、スターターキットが届きません。いつ届きますか。	A15.	登録申請後、登録に必要な書類が事務局に到着⇒事務局到着から7営業日以内に発送予定です。
<b>3. 登録店の告知</b>			
Q16.	キャンペーンのロゴを利用したいです。	A16.	チケット使用可能施設独自で広報する等、必要な場合は事務局へご連絡ください。その際、利用目的をお伝えください。
Q17.	ステッカー、三角ポップ、チラシ、ポスターが追加してほしいです。	A17.	事務局へご連絡ください。ただし、数に限りがありますので、対応できない可能性がございます。
Q18.	チケット使用可能施設ポスターやステッカーが破損・劣化したから新しいものがほしいです。	A18.	事務局でご連絡ください。ただし、数に限りがありますので、対応できない可能性がございます。
Q19.	施設のCMでキャンペーン登録施設と謳いたいです。	A19.	可能です。必ず大田市内の施設が対象ということをお伝えください。ロゴ等が必要な場合は事務局までご連絡ください。
<b>4. チケットの利用</b>			
Q20.	チケットとはなんですか。	A20.	登録施設で使えるプレミアム付きチケットです。11月30日(火)より販売のチケットは、1冊7,000円のチケットを5,000円で購入できます。プレミアム率は40%です。大田市のチケットの販売は、500円券×14枚綴りを1冊としております。
Q21.	チケットの利用期間を教えてください。	A21.	2021年11月30日(火)～2022年2月15日(火)までです。
Q22.	チケットと現金(電子マネーを含む)を併用しての支払いは可能ですか。	A22.	併用してのお支払いも可能です。
Q23.	施設独自で限度額の設定や他クーポンとの併用不可等設定することができますか。	A23.	施設独自でのチケットの利用上限額の設定、ポイントとの併用、クレジットカードの利用、他クーポンとの併用等を設定する場合は、予めチケット購入者が認識できるようにし、トラブルがないようご注意ください。
Q24.	飲食店でテイクアウトやデリバリーについて、チケットは使用可能でしょうか。	A24.	テイクアウトやデリバリーでも、チケットを使用することができます。
Q25.	店舗独自の回数券や年間パスポートなどは対象としてよいですか。	A25.	店舗独自の回数券や年間パスポートなど、施設が独自に発行する商品券等を購入することはできません。
Q26.	飲食店のレジ横で販売しているレトルト食品などをチケットで購入することはできますか。	A26.	購入できます。
Q27.	誤って他施設の押印がされたチケットを受け取ってしまいました。	A27.	原則、換金できません。但し、確認が必要な場合がございますので、事務局までご連絡ください。
Q28.	チケットを破損・汚損した場合は換金ができますか。	A28.	事務局送付用に1/3以上破損・汚損がある場合は換金できません。また「券名」「券面額」「発券番号」が目視で確認できない場合は換金できません。
Q29.	チケットの不正を見抜く見方はありますか。	A29.	チケットに偽造防止対策が施されています。スターターキット送付に合わせて、チケット見本をお送りしますのでご確認ください。

Q30.	チケットが偽物だった場合どのように対処したらよいですか。	A30.	チケットの受け取りを拒否し、速やかに事務局へご連絡ください。
Q31.	十分な注意を払っても偽造されたチケットで支払われた場合、その責任は誰が負うのですか。	A31.	登録施設側で責任を負っていただく(換金できない)こととなりますので、偽造されたチケットを受け取らないようご注意ください。
Q32.	おつりはいらないと言われた場合はどうすればよいですか。	A32.	金銭トラブルになる可能性があるため、券面額以上でのご使用をお勧めください。おつりは出せませんのでご注意ください。
Q33.	施設負担でおつりを支払ってもよいですか。	A33.	「チケットはおつりが出ない」と明記していますので、施設の負担であっても、おつりは出さないでください。
Q34.	予想よりチケットでの支払いが多く、チケットの使用を一時中止しても構いませんか。	A34.	事務局へ連絡の上、チケットの使用を一時中止しても構いません。ただし、チケットが使用できないことを予め利用者に分かるように周知してください。

## 5. チケットの換金

Q35.	換金できる期間を教えてください。	A35.	換金期間は、令和3年11月30日(火)～令和4年2月22日(火)午後3時までです。換金期間を過ぎるとチケットの換金はできませんのでご注意ください。
Q36.	支払われたチケットはどのように管理・報告したらよいですか。	A36.	支払われたチケットは、換金手続きの際に必要となりますので、保管をお願いいたします。切り離せる仕様となり、金融機関提出用と施設控えとなります。金融機関提出用には店舗名を「店舗名記入欄」に記入又は押印いただき、入金票券換金申込書とあわせて換金手続きの際に提出してください。
Q37.	チケットの使用期間を過ぎていますが、チケットを受け取ってしまいました。換金できますか。	A37.	使用期間を過ぎてから受け取られたチケットは換金できません。
Q38.	チケットへの書き込みをしてもよいですか。	A38.	施設控え用は自由に書き込みが可能です。金融機関提出用は「チケット名」「券面額」「発券番号」が目視で確認できない場合は換金できません。
Q39.	金融機関提出用がない場合はどうすればよいですか。	A39.	金融機関提出用の枚数と入金票兼換金申込書によって換金します。紛失等で金融機関提出用がない場合は、いかなる場合でも換金対応はできません。金融機関提出用の枚数と入金票兼換金申込書記載の金額が異なる場合は、金融機関提出用の実枚数にて換金手続きとなります。
Q40.	金融機関提出用での施設名の記入方法を教えてください。	A40.	チケットの金額や発券番号に被らないよう、チケット表面「施設名記入欄」に施設名を記入又は押印してください。※換金に必要な情報は、「施設名」です。目視の際に把握できれば、住所や電話番号の記載があっても問題ありません。
Q41.	入金票券換金申込書の紛失をしてしまいました。	A41.	再発行可能です。紛失の際は、事務局へお問い合わせください。
Q42.	入金票券換金申込書のおなまえ欄はゴム印でも可能ですか。	A42.	可能です。施設名又は法人名がわかるよう押印してください。記入は油性のペン(ボールペン)で記入してください。
Q43.	入金票券換金申込書の修正はできますか。	A43.	可能です。訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引き、その上に訂正印を押印(記入する担当者様のシャチハタ可)してください。空いたスペースに正しい記載事項をご記入ください。
Q44.	施設控え用の保管期間はいつまでですか。	A44.	異議申し立てがない限り、入金を確認できるまでは保管してください。

Q45.	換金手続きを行ってから、チケット使用可能施設にはいつ入金されますか。	A45.	原則として3営業日以内に入金されます。ただし、場合によっては4営業日以降の入金となることがあります。
Q46.	換金期間を過ぎてしまった場合は対応できますか。	A46.	換金期間を過ぎてしまった場合は、換金ができません。最終は令和4年2月22日(火)午後3時までとなります。
Q47.	登録する前にチケットを受け取ってしまいましたが、換金は可能ですか。	A47.	スターターキットが届いてから、チケットの受け取りを開始してください。登録前の受け取りは、換金を保証するものではありませんので、ご注意ください。
<b>6. その他</b>			
Q48.	Welcomeキャンペーンとはなんですか。	A48.	「Welcomeキャンペーン事業」は、大田市内で使用できるプレミアム付きチケットを販売し、宿泊や飲食、観光の消費を促すことで、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内の宿泊・飲食・観光関連事業者の収益確保に繋げることを目的としたキャンペーンです。
Q49.	新型コロナウイルス感染症対策は必要ですか。	A49.	参加申込は、しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」「島根県新型コロナ対策認証店」に登録されていることが条件となります。ただし、対象にならない業種については、「感染予防対策自主点検票」を提出してください。
Q50.	従業員、利用者に新型コロナウイルス感染症の感染者ができました。登録抹消となりますか。	A50.	必ず事務局へご一報ください。保健所へも速やかに報告し、保健所の指示に従い、感染拡大や再発防止に努めてください。
Q51.	チケット使用可能施設だったのですが、参加を取りやめたいです。可能でしょうか。	A51.	可能です。事務局までご連絡ください。
Q52.	期間中に一時休業や閉店をする際は、どうすればよいですか。	A52.	ホームページでのチケット使用可能施設の表示をはじめ、対応いたしますので、事務局まで必ずその旨をご連絡ください。
Q53.	使用者様から領収書の発行希望がありました。発行してもよいですか。	A53.	領収証は原則、チケット利用以外の部分のみ発行可能です。チケット代金を含んだ領収証の発行を希望される場合、二重発行は架空請求や不正使用につながる恐れがあるため、但し書きに「●●券○○円」「現金(クレジット・その他)○○円」と内訳をご記入いただいた上で、発行してください。 ※現金・その他有価証券等又は券の合計金額が5万円以上の場合は、収入印紙が必要です。